

令和 7 年 1 0 月 1 6 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

資料①

番号	件 名	主 管 課	
3	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	県立高校再 編整備推進 室	p. 2

報告事項

番号	件 名	主 管 課	
1	令和8年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針について	教 職 員 課	p. 13
2	令和8年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について	高校教育課	p. 14
3	令和7年度山口県スクールソーシャルワーカー採用選考試験の実施について	学校安全・ 体 育 課	p. 23

議案第 3 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 7 年（2025 年） 1 0 月 1 6 日

山 口 県 教 育 委 員 会

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表山口県立岩国商業高等学校の項中「60」を「80」に、「30」を「40」に改め、同表山口県立柳井高等学校の項から山口県立田布施農工高等学校の項までを次のように改める。

山口県立柳井高等学校	柳井市	本校	普通科	3	175														全日制課程ビジネス情報科、機械科及び建築・電子科は、令和8年度から生徒募集を停止する。
			ビジネス情報科	3	35														
			ビジネス情報科	3	—														
			機械科	3	—														
山口県立柳井商工高等学校	柳井市	本校	建築・電子科	3	—														全日制課程普通科は、令和8年度から生徒募集を停止する。
			普通科	3	—														
山口県立熊毛南高等学校	熊毛郡平生町	本校	普通科	3	—														全日制課程普通科は、令和8年度から生徒募集を停止する。

山口県立熊毛北農工高等学校	熊毛郡田布施町	本校	生物生産科	3	—												全日制課程生物生産科、食品科学科、都市緑地科及び機械制御科は、令和8年度から生徒募集を停止する。
			食品科学科	3	—												
			都市緑地科	3	—												
			機械制御科	3	—												
			農学デザイン科	3	35												
			緑地土木デザイン科	3	35												
			機械デザイン科	3	35												
			建築科	3	35												
			デザイン科	3	35												

別表の1の表山口県立下松工業高等学校の項中「35」を「40」に改め、同表山口県立熊毛北高等学校の項を次のように改める。

山口県立熊毛北高等学校	周南市	本校	普通科	3	—												全日制課程普通科及びデザイン科は、令和8年度から生徒募集を停止する。
			デザイン科	3	—												

別表の1の表山口県立徳山商工高等学校の項中「35」を「40」に改め、同表山口県立防府西高等学校の項中「150」を「180」に改め、同表山口県立山口中央高等学校の項中「200」を「225」に改め、同表山口県立下関工科高等学校の項中「70」を「80」に、「建設工学科」を

建設工学科	3	35
-------	---	----

「建設工学科」に改め、別表の2の表を次のように改める。

建設工学科	3	40
-------	---	----

学 校 の 名 称	学 校 の 位 置	本校又は分校の別	修業年限	第1学年生徒定員	備 考
山口県立岩国高等学校附属中学校	岩 国 市	本 校	3	60	
山口県立高森みどり中学校	岩 国 市	本 校	3	—	令和8年度から生徒募集を停止する。
山口県立下関西高等学校附属中学校	下 関 市	本 校	3	60	

別表の3の表山口県立下関中等教育学校の項中「6」を「105」を「6」を「90」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則 新旧対照表

改 正 案

○山口県立高等学校等の管理に関する規則

(昭和三十三年三月八日)
(山口県教育委員会規則第二号)

第一条～第二十九条(略)

附則(略)

別表(第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程				通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	第1学年生徒定員	

(略) 周防大島～高森

山口県立岩国商業高等学校	岩 国 市	本 校	総合ビジネス科	3	80										
			国際情報科	3	40										
		東分校				昼	普通科	3以上	40						
						夜	普通科	3以上	40						

(略) 岩国工

山口県立柳井高等学校	柳 井 市	本 校	普通科	3	175										
			ビジネス情報科	3	35										
山口県立柳井商工高等学校	柳 井 市	本 校	ビジネス情報科	3	二										全日課程ビジネス情報科、機械科及び建築・電子科は、令和8年度から生徒募集を停止する。
			機械科	3	二										
			建築・電子科	3	二										
山口県立熊毛南高等学校	熊毛郡平生町	本 校	普通科	3	二										全日課程普通科は、令和8年度から生徒募集を停止する。

現 行

○山口県立高等学校等の管理に 関する規則

(昭和三十三年三月八日)
(山口県教育委員会規則第二号)

第一条～第二十九条(略)

附則(略)

別表(第2条関係)

1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程				通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	第1学年生徒定員	

(略) 周防大島～高森

山口県立岩国商業高等学校	岩 国 市	本 校	総合ビジネス科	3	60										
			国際情報科	3	30										
		東分校				昼	普通科	3以上	40						
						夜	普通科	3以上	40						

(略) 岩国工

山口県立柳井高等学校	柳 井 市	本 校	普通科	3	130										
山口県立柳井商工高等学校	柳 井 市	本 校	ビジネス情報科	3	60										
			機械科	3	30										
			建築・電子科	3	30										
山口県立熊毛南高等学校	熊毛郡平生町	本 校	普通科	3	80										

山口県立高等学校等の管理に関する規則 新旧対照表

改 正 案

山口県立田布施農工高等学校	熊毛郡田布施町	本 校	生物生産科	3	二												
			食品科学科	3	二												
			都市緑地科	3	二												
			機械制御科	3	二												
			食農デザイン科	3	35												
			緑地土木デザイン科	3	35												
			機械デザイン科	3	35												
			建築科	3	35												
			ライフデザイン科	3	35												

全日制課程生物生産科、食品科学科、都市緑地科及び機械制御科は、令和8年度から生徒募集を停止する。

(略) 光～華陵

山口県立下松工業高等学校	下 松 市	本 校	システム機械科	3	40	夜	機械科	4	40								
			電子機械科	3	40												
			情報電子科	3	40												
			化学工業科	3	40												
山口県立熊毛北高等学校	周 南 市	本 校	普通科	3	二												
			ライフデザイン科	3	二												

全日制課程普通科及びライフデザイン科は、令和8年度から生徒募集を停止する。

(略) 徳山～新南陽

山口県立徳山商工高等学校	周 南 市	本 校	総合ビジネス科	3	40												
			情報ビジネス科	3	40												
			機械科	3	40												
			電子情報技術科	3	40												
			環境システム科	3	40												

(略) 南陽工業～防府

山口県立防府西高等学校	防 府 市	本 校	総合学科	3	180												
-------------	-------	-----	------	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 防府商工～山口

現 行

山口県立田布施農工高等学校	熊毛郡田布施町	本 校	生物生産科	3	30												
			食品科学科	3	30												
			都市緑地科	3	30												
			機械制御科	3	30												

(略) 光～華陵

山口県立下松工業高等学校	下 松 市	本 校	システム機械科	3	35	夜	機械科	4	40								
			電子機械科	3	35												
			情報電子科	3	40												
			化学工業科	3	40												
山口県立熊毛北高等学校	周 南 市	本 校	普通科	3	30												
			ライフデザイン科	3	30												

(略) 徳山～新南陽

山口県立徳山商工高等学校	周 南 市	本 校	総合ビジネス科	3	40												
			情報ビジネス科	3	40												
			機械科	3	35												
			電子情報技術科	3	35												
			環境システム科	3	35												

(略) 南陽工業～防府

山口県立防府西高等学校	防 府 市	本 校	総合学科	3	150												
-------------	-------	-----	------	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 防府商工～山口

山口県立高等学校等の管理に関する規則 新旧対照表

改正案

山口県立山口中央高等学校	山 口 市	本 校	普通科	3	225												
--------------	-------	-----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 山口松風館～下関双葉

山口県立下関工科高等学校	下 関 市	本 校	機械工学科	3	80												
			電気工学科	3	60												
			建設工学科	3	40												
			応用化学工業科	3	35												

以下 (略)

別表 (第2条関係)

2 中学校編成表

学 校 の 名 称	学校の位置	本校又は分校の別	修業年限	第1学年生徒定員	備 考
山口県立岩国高等学校附属中学校	岩 国 市	本 校	3	60	
山口県立高森みどり中学校	岩 国 市	本 校	3	二	令和8年度から生徒募集を停止する。
山口県立下関西高等学校附属中学校	下 関 市	本 校	3	60	

別表 (第2条関係)

3 中等教育学校編成表

学 校 の 名 称	学校の位置	本校又は分校の別	修業年限	前期課程	後期課程		備 考
				第1学年生徒定員	学 科	第4学年生徒定員	
山口県立下関中等教育学校	下 関 市	本 校	6	90	普通科	105	

現 行

山口県立山口中央高等学校	山 口 市	本 校	普通科	3	200												
--------------	-------	-----	-----	---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(略) 山口松風館～下関双葉

山口県立下関工科高等学校	下 関 市	本 校	機械工学科	3	70												
			電気工学科	3	60												
			建設工学科	3	35												
			応用化学工学科	3	35												

△(略)

別表 (第2条関係)

2 中学校編成表

学 校 の 名 称	学 校 の 位 置	本校又は分校の別	修業年限	第1学年生徒定員	備 考
山口県立高森みどり中学校	岩 国 市	本 校	3	40	

<(新設)

<(新設)

別表 (第2条関係)

3 中等教育学校編成表

学 校 の 名 称	学 校 の 位 置	本校又は分校の別	修業年限	前期課程	後 期 課 程		備 考
				第1学年 生徒定員	学 科	第4学年 生徒定員	
山口県立下関中等教育学校	下 関 市	本 校	6	105	普通科	105	

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

令和8年度の山口県公立高等学校の入学定員の策定等に伴い、同規則の別表の1、2及び3の一部を改正するもの。

2 改正の内容

- (1) 別表の1のうち、以下の事由に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改める。
 - ・柳井高等学校等の開校
 - ・岩国商業高等学校等の入学定員の変更
- (2) 別表の2のうち、以下の事由に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改める。
 - ・岩国高等学校附属中学校等の開校
 - ・高森みどり中学校の生徒募集の停止
- (3) 別表の3のうち、入学定員の変更に伴い、関係学校の第1学年生徒定員を改める。
 - ・下関中等教育学校の入学定員の変更

3 施行期日

令和8年4月1日

令和 8 年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、本県の強みであるコミュニティ・スクールの連携・協働体制や I C T 環境を生かして、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがキャリアステージに応じた資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、いじめ・不登校対策の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一校勤務が 7 年を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有し、社会の変化に的確に対応できる者で、家庭、地域・社会と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。
- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。
- 4 地域間、校種間等の人事交流を推進する。具体的に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、地域間、全日制・定時制・通信制課程間及び普通科・専門学科・総合学科高校間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

令和8年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者
- イ 令和8年3月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集人員

募集人員は、山口県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が別に定める。

(3) 募集方法

- ア 募集は、第一次募集、特色選抜、第二次募集及び秋季入学者選抜とする。
第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。
- イ 令和8年度にくくり募集を行う学校、学科は、次のとおりである。

学 校	該 当 す る 学 科
山口県立岩国高等学校	人文探究科，理数探究科
山口県立山口高等学校	文科，理数科
山口県立宇部高等学校	人文社会科学科，自然科学科
山口県立下関西高等学校	人文社会科学科，自然科学科
山口県立萩高等学校	人文社会科学科，自然科学科
下関商業高等学校	商業科，情報処理科

(4) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日制課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

(5) 出願の方法

第一次募集、特色選抜、第二次募集における出願は、山口県公立高等学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を使用して行う。WEB出願システムに係る手続の詳細は別に定める。

2 第一次募集

(1) 日程

- ア 志願状況調査の期間
2月5日（木）から2月6日（金）正午まで
- イ 出願の期間
2月13日（金）午前9時から2月24日（火）午前10時まで
出願手续のうち、志願者情報及び志願先高等学校・課程・学科の入力並びに入学試験料の納入について、事前に2月5日（木）午前9時から行うことができる。
- ウ 学力検査
3月5日（木）
- エ 選抜結果の発表
3月12日（木）午前10時

(2) 志願状況調査

- ア 調査対象
 - (ア) 山口県内の国公立中学校第3学年在籍生徒
 - (イ) 山口県内の私立中学校第3学年在籍生徒及び国公立特別支援学校中学部第3学年在籍生徒のうち、山口県の公立高等学校へ出願を希望するもの
- イ 調査方法
県内各中学校長は、第一次募集に出願を予定する在籍生徒について、令和8年1月30日時点における高等学校・課程・学科別の第一志願者数を、県教育委員会に報告する。

(3) 出 願

- ア 志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の課程、他の学科（定時制課程においては昼間部（午前部、午後部を別とする。）及び夜間部を別とする。）又は本・分校を第二志願として出願することができる。
同一の学校の他の課程を第二志願として出願する場合には、全日制課程及び定時制課程それぞれの入学試験料を合わせて納入する。
- イ 志願者は、WEB出願システムに志願者情報及び志願先高等学校・課程・学科の入力を行う。（以下、これを「入学願書」という。）
- ウ 志願者は、入学試験料として、次に掲げる額を、WEB出願システムを通じて納入する。
なお、納入した入学試験料は、出願を取り消した場合でも返還しない。

入学試験料	全日制課程	2, 200 円
	定時制課程	700 円

- エ 志願者は、入学願書を、出願の期間中に、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出する。
- オ 入学試験料を納入した後は、志願先高等学校・課程・学科の変更はできない。
- カ 長期欠席者や障害のある者のうち、希望する志願者は、自己申告書を、出願の期間中に、入学願書とともに中学校長を経由して、高等学校長に提出できる。
- キ 障害のある者の受検に当たっては、障害のあることをもって不合理な取扱いをすることがないように十分に留意し、公正かつ適切に手続等を行う。
障害等のあることにより特別な配慮を必要とする志願者は、希望する配慮の内容を特別配慮申請書により、出願締切日までのできるだけ早い時期に、中学校長を経由して、高等学校長に申請する。
- ク 帰国生徒及び外国人生徒で、特別な配慮を必要とする志願者は、希望する配慮の内容を特別配慮申請書により、出願締切日までのできるだけ早い時期に、中学校長を経由して、高等学校長に申請する。

(4) 学力検査

ア 実施教科

国語，社会，数学，理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配 点

各教科とも50点とする。

高等学校長は，学校指定方式及び生徒指定方式のいずれかの方法により傾斜配点を実施することができる。傾斜配点を実施する学校，学科は別表3及び4のとおりである。

ウ 検査時間割

右の表（学力検査時間割表）の
とおりである。

学力検査時間割表

時限	教 科	検 査 時 間
1	国 語	9:00～ 9:50 (50分)
	(休 憩)	
2	数 学	10:10～11:00 (50分)
	(休 憩)	
3	英 語	11:20～12:10 (50分)
	(昼 食)	
4	社 会	13:00～13:50 (50分)
	(休 憩)	
5	理 科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

ア 定時制課程において，令和8年4月1日現在，満18歳以上の志願者で，特例措置を希望する者については，学力検査を行わず，小論文でこれに代えることができる。ただし，山口県立山口松風館高等学校の午前部・午後部においては実施しない。

イ 特例措置を希望する志願者は，入学願書とあわせて，定時制課程特例措置申請書を中学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査

第一次募集において，面接・小論文・実技検査を実施できる。

ア 面接は，学力検査の前日・当日・翌日のうち，小論文・実技検査は，学力検査の当日及び翌日のうち，高等学校長が定める日時に実施する。

イ 面接・小論文・実技検査を実施する学校，学科及び実施期日は，別表3及び4のとおりである。

ウ 高等学校長は，自己申告書が提出された場合は，原則として自己申告書に係る面接を実施する。

(7) 選 抜

選抜は，中学校長から送付された調査書その他必要な書類，選抜のための学力検査の成績及び面接，小論文，実技検査の結果等を資料として，各高等学校，学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し，高等学校長が行う。

ア 高等学校長は，選抜に当たっては，調査書を重視する。その際，調査書の「学習の記録」と学力検査の成績は同等に取り扱うとともに，調査書の「学習の記録」以外の記載事項及び面接，小論文，実技検査の結果等も十分考慮する。

なお，帰国生徒及び外国人生徒については，海外経験等を十分考慮する。

イ 高等学校長は，入学定員の一部について，学力検査の成績が一定以上であれば，学校，学科・コースの特色に応じ，調査書及び面接，小論文，実技検査の結果等によって選抜（以下「調査書等による選抜」という。）を行うことができる。

ウ 調査書等による選抜を実施する学校，学科及びこの選抜により合格内定とすることができる人数の入学定員に対する割合は，別表3及び4のとおりである。

3 特色選抜

(1) 実施学校・学科及び募集人員

ア 特色選抜は、全日制課程及び定時制課程において実施する。

イ 特色選抜を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

実 施 学 科 ・ コ ー ス	募 集 人 員
全 て の 学 科 ・ コ ー ス (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普 通 科 体 育 コ ー ス	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

ウ 特色選抜を実施する学校、学科及び募集人員の入学定員に対する割合は、別表5のとおりである。

(2) 日 程

ア 出願の期間

1月21日(水) 午前9時から1月28日(水) 午前10時まで

出願手続のうち、志願者情報及び志願先高等学校・課程・学科の入力並びに入学試験料の納入について、事前に1月8日(木) 午前9時から行うことができる。

イ 面接等の実施日

2月4日(水)

1日で実施できない高等学校にあっては、2月5日(木) にも行うことができる。

ウ 選抜結果の通知

2月12日(木) 午前10時以降に中学校長及び本人に通知する。

(3) 応募資格

令和8年3月中学校卒業見込みの者で、次のア、イの各項に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

ア 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。

イ 高等学校長が定める出願要件を満たしていること。

高等学校長が定める出願要件は別表1及び別表2のとおりである。

(4) 出 願

ア 志願者は、2以上の学校又は学科に出願することはできない。本校及び分校並びに全日制課程及び定時制課程に同一学科がある場合も、いずれか一つとする。

また、多部制定時制高等学校においては、志願者は、昼間部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。ただし、山口県立山口松風館高等学校の昼間部については、午前部、午後部のいずれか一つに出願することができる。

イ 志願者は、WEB出願システムに志願者情報及び志願先高等学校・課程・学科の入力を行う。

ウ 入学試験料は、第一次募集に準じて納入する。

エ 志願者は、入学願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

オ 入学試験料を納入した後は、志願先高等学校・課程・学科の変更はできない。

カ 長期欠席者や障害のある者のうち、希望する志願者は、自己申告書を、出願の期間中に、入学願書とともに中学校長を経由して、高等学校長に提出できる。

キ 受検に当たって特別な配慮を必要とする志願者に係る手続は、第一次募集に準じて行う。

(5) 個人面接及び学校独自検査

ア 特色選抜において、個人面接を実施する。また、学校独自検査を実施できる。学校独自検査を実施する学校、学科は、別表5のとおりである。

イ 高等学校長は、自己申告書が提出された場合は、原則として自己申告書に係る面接を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書及び個人面接、学校独自検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

なお、選抜の結果、合格内定とならなかった者は、改めて、第一次募集に出願することができる。その際は、入学試験料を再度納入する。

4 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月12日（木）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間

3月13日（金）午前9時から3月18日（水）午後2時まで

イ 面接等の実施日

3月23日（月）

ウ 選抜結果の発表

3月24日（火）正午

(3) 応募資格

令和8年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者（病気等の理由で学力検査を受検できなかった者を含む。）で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出 願

ア 出願は、第一次募集に準じて行う。ただし、第一次募集で出願したものと同一高等学校の同一学科（第二志願を含む。）に出願することはできない。

イ 入学試験料は、第一次募集に準じて納入する。

ウ 長期欠席者や障害のある者のうち、希望する志願者は、自己申告書を、出願の期間中に、入学願書とともに中学校長を経由して、高等学校長に提出できる。

エ 受検に当たって特別な配慮を必要とする志願者に係る手続は、第一次募集に準じて行う。

(5) 個人面接・小論文・実技検査等

ア 第二次募集において、個人面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

なお、小論文・実技検査を実施する学校、学科については、3月12日（木）に県教育委員会が発表する。

イ 高等学校長は、自己申告書が提出された場合は、原則として自己申告書に係る面接を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

5 秋季入学者選抜

(1) 実施学校・学科及び募集人員

定時制課程秋季入学者選抜は、山口県立山口松風館高等学校〔普通科〕において実施する。募集人員は、入学定員の5%に相当する人数に、第二次募集において募集人員に満たなかった場合の欠員分を加えた数とし、3月24日（火）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間

7月28日（火）から8月3日（月）午前10時まで

イ 面接等の実施日

8月19日（水）

ウ 選抜結果の通知

8月26日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知する。

(3) 応募資格

中学校の卒業生又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者で、出願の時点において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校に籍を有していないものが応募できる。ただし、高等学校又はこれに準ずる学校の単位を修得している者は出願することができない。

(4) 出 願

ア 志願者は、午前部、午後部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。

なお、他の学科（午前部、午後部、夜間部）を第二志願として出願することができる。

イ 志願者は、入学願書（秋季入学者選抜用）、中学校長が発行した調査書及び秋季入学者選抜受検票送付用の封筒（宛名・郵便番号を記入し、簡易書留郵便として必要な切手を貼ったもの）を、出願の期間中に、高等学校長に提出する。ただし、中学校長が発行した調査書は、封緘してあるもののみ有効とし、開封したものは無効とする。

ウ 入学試験料は、山口県収入証紙を入学願書（秋季入学者選抜用）に貼り付ける。

エ 長期欠席者や障害のある者のうち、希望する志願者は、自己申告書を、出願の期間中に、入学願書（秋季入学者選抜用）とともに、高等学校長に提出できる。

オ 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合は、出願する前に高等学校へ問い合わせること。

(5) 個人面接・小論文

ア 秋季入学者選抜において、個人面接及び小論文を実施する。

イ 高等学校長は、自己申告書が提出された場合は、原則として自己申告書に係る面接を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長が発行した調査書、個人面接及び小論文の結果等を資料として、高等学校長が行う。

6 山口県立高等学校入学志願承認申請手続

県外（海外を含む。）から山口県立高等学校の受検を希望する場合は、入学を志願する年の1月4日から2月5日までの間に高等学校入学志願承認申請を行い、山口県教育委員会教育長の承認を受ける必要がある。

なお、下関市立高等学校の受検については、下関市教育委員会に問い合わせること。

おって、特色選抜を志願し、かつ、高等学校入学志願承認を必要とする場合は、承認を受けた上で特色選抜の出願（出願期間：1月21日午前9時～1月28日午前10時）を行う必要があることから、特色選抜の出願に間に合うように、高等学校入学志願承認の申請手続を行うこと。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業者及び令和8年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業者及び令和8年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

2月2日（月）から2月13日（金）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、**3月2日（月）**に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月10日（火）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月10日（火）午後3時から3月13日（金）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月10日（火）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月16日（月）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月18日（水）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

スクールソーシャルワーカーの採用選考について

令和 7 年 10 月 学校安全・体育課

1 スクールソーシャルワーカー（SSW）について

ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けに従事する。

2 現状・課題等

- 令和 4 年度にスクールソーシャルワーカー 1 名を正規雇用し、やまぐち総合教育支援センターに単年度雇用（会計年度任用職員）の 3 名を加えた 4 名のスクールソーシャルワーカーを配置している。
- 近年、支援するケースが増加・複雑化しており、現状の支援体制では、長期に継続した支援や緊急時の迅速な対応が困難な状況となっている。
〔対応件数〕R2:809 件、R3:752 件、R4:819 件、R5:881 件、R6:835 件
- 適切に支援を継続して行うためには、学校の状況や児童生徒を取り巻く環境に精通するなど経験を積み重ねた中核となる人材を確保・育成することが喫緊の課題であることから、正規職員として、スクールソーシャルワーカー 1 名を採用し、支援体制の強化を図る。

3 採用選考について

(1) 職種及び採用予定人員

スクールソーシャルワーカー 1 名程度

(2) 採用予定日

令和 8 年 4 月 1 日

(3) 職務内容

県内の県立学校及びその生徒・保護者への支援のほか、各市町のスクールソーシャルワーカーに対する指導助言（SV：スーパーバイズ）や、スクールソーシャルワーカー以外のやまぐち総合教育支援センター職員に対する専門家としての指導助言等を行う。

(4) 応募資格

- ・ 昭和 39 年（1964 年）4 月 2 日以降に生まれた者
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者
- ・ スクールソーシャルワーカーとして 3 年以上の活動実績のある者

(5) 応募書類の受付期間

令和 7 年 10 月 27 日（月）から令和 7 年 11 月 17 日（月）まで

4 選考の期日

- (1) 第 1 次選考 令和 7 年 11 月下旬 …… 書類選考
- (2) 第 2 次選考 令和 7 年 12 月 21 日（日） …… 面接試験
- (3) 合格者発表 令和 7 年 12 月下旬

令和7年度山口県スクールソーシャルワーカー採用選考試験 募集案内（令和8年度採用予定）

令和7年10月 山口県教育委員会

1 職種、採用予定人員及び職務内容等

職 種	スクールソーシャルワーカー（SSW）
採用予定人員	1名程度
職 務 内 容 等	山口県教育委員会事務局、やまぐち総合教育支援センターにおいて、県内の県立学校及びその生徒・保護者への支援のほかに、子どもと親のサポートセンターや各市町のスクールソーシャルワーカーに対する指導助言（SV：スーパーバイズ）や、スクールソーシャルワーカー以外のやまぐち総合教育支援センター職員に対する専門家としての指導助言等を行うものとする。 具体的な業務内容は以下のとおり。 ○ スクールソーシャルワーカー人材の育成 ○ 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ○ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ○ 学校内におけるチーム体制の構築・支援 ○ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ○ 教職員等への研修活動 ○ 教育相談行政に関すること 等

2 採用予定日 令和8年4月1日

3 応募資格

次のいずれにも該当する者が応募できます。

- (1) 昭和39年（1964年）4月2日以降に生まれた者
 - (2) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者
 - (3) 令和7年10月31日時点で、都道府県及び市町村等のスクールソーシャルワーカーとして3年以上の活動実績のある者
 - ・「活動実績」は、正規職員、会計年度任用職員、臨時職員、非常勤職員等任用形態を問わず、通算することができます。
 - ・最終合格発表後、在職証明書等の活動実績が分かる書類を提出していただきます。
- なお、活動実績が分かる書類は、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、役職名、業務内容

について在職していた勤務先等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

※ 活動実績等について質問がある場合は、11の「お問い合わせ先」に御連絡ください。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 選考方法

(1) 第1次選考

受験申込時に提出された論文及び職務等経歴書の内容を審査し、合格者を決定します。

選考結果は、12月5日（金）午前9時に山口県教育庁学校安全・体育課ホームページで行い、合格者には2次選考の日時、方法等について通知します。

区 分	審 査 内 容	配点
論文	思考力、判断力、表現力等の総合能力及び教育、福祉分野等に関する専門性について、論文の審査を行います。	50点

※ 合格後に論文の不正が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者に対して、面接を行い、合格者を決定します。試験は令和7年12月下旬を予定しています。

区 分	試 験 内 容	配点
面接Ⅰ	人物、専門性等についての個人面接を行います。	100点

【採用時の職位の審査（実務経験が7年以上かつ30歳以上の者が対象）】

区 分	審 査 内 容	配点
面接Ⅱ	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。	—

(3) その他

第1次選考、第2次選考（面接Ⅰ）において、一定の基準に満たない場合は不合格となります。

5 応募手続

インターネットから御応募ください。

申込み	山口県教育庁学校安全・体育課のウェブページ (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/185/321489.html) 1 利用環境設定 「やまぐち電子申請サービス」内の「動作環境ページ」を確認し、お使いのパソコンやスマートフォン等で申込みが可能かどうか確認してください。 ※ 御使用の機種や環境によって一部対応できないこともあります。 2 ユーザー登録 「やまぐち電子申請サービス」内の「利用者登録」から、ユーザーIDの取得及びパスワード設定を行います。 3 受験申込書の作成・送信 「やまぐち電子申請サービス」へのログイン後、受験申込書を作成し、送信します。 ※ 利用者登録の段階では、まだ受験の申込みは完了していません。必ず受験申込書の作成及び送信まで行ってください。 ※ 取得したユーザーID及びパスワードは、申込内容の確認や修正等に必要ですので、「受検依頼メール」が届くまで保管しておいてください。
受付期間	令和7年10月27日(月)9時から11月17日(月)17時まで ※ 上記期間内に受信完了したものに限り受け付けます。 ※ なお、メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。期限に余裕を持って申し込んでください。
添付書類	1 顔写真 「やまぐち電子申請サービス」での申込時に、撮影した写真データを添付して提出してください。提出する写真データの仕様については、以下のとおりです。 ・ 縦横の比率が4：3程度のJPEG画像データ（サイズは2MB以内） ・ ファイル名は「受験者氏名」（例：山口太郎.jpg） ・ 試験日前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの

	2 提出書類 ア 第1次選考の課題（論文）を申込時に提出してください。 【論文課題】 下記の課題について、A4判用紙1枚（様式自由：1,200字以内）で記述してください。 ※ 必ず冒頭に氏名を記入してください。 スクールソーシャルワーカーの活動には、児童生徒個人だけでなく、児童生徒のおかれた環境にも働き掛け、児童生徒一人ひとりの生活の質の向上とそれを可能とする学校・地域をつくるという役割があります。 このことを踏まえ、あなたは、スクールソーシャルワーカーとして、どのようなことに取り組んでいこうと思いますか。これまでの経験を基に、あなたの考えを具体的に述べてください。 イ 職務等経歴書（別紙様式） 様式は、山口県教育庁学校安全・体育課「令和7年度山口県スクールソーシャルワーカー募集案内」内のページよりダウンロードしてください。 「やまぐち電子申請サービス」での申込時に、作成した職務等経歴書を添付して提出してください。 ウ 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格証明書の写し 「やまぐち電子申請サービス」での申込時に添付して提出してください。 ※ ファイル名には「受験者氏名」（例：山口太郎.docx）を記載してください。 ※ 一旦提出されたシートの内容変更等は認めません。
注 意 事 項	・ 受験申込み後、「やまぐち電子申請サービス」の「申請状態」欄が「審査完了」表示になった後は、変更できません。 ・ 提出期限までに上記に掲げる全ての書類が到着しなかった場合、棄権とみなしますので、余裕をもって提出してください。

6 採用時の任用について

- (1) 採用時は、原則として一般職（主事級スクールソーシャルワーカー）としての任用になります。
- (2) 合格者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士として教育・福祉分野の実務経験が7年以上かつ30歳以上の者については、別途、職務等経歴書及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け（主任主事級スクールソーシャルワーカー、主任級スクールソーシャルワーカー、主査級スクールソーシャルワーカー）について審査を行います。

7 合格者の発表

- (1) 令和7年12月下旬（予定）に文書で合否を通知します。
- (2) 併せて、山口県教育庁学校安全・体育課のホームページ内に、合格者の受験番号を掲載します。

8 合格から採用まで

- (1) 採用の内定
令和7年12月下旬（予定）までに、内定者に文書で通知します。
- (2) 合格者の採用
原則として、令和8年4月1日付けの採用となります。

9 給与

給料は、各人の経歴等によって異なりますが、採用時の年齢が40歳で教育・福祉分野における職務経験が18年の場合、330,000円程度です（令和7年4月現在）。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10 選考結果の開示

- (1) この選考の結果については、下表に基づき、開示の申出をすることができます。

選 考	開示の申出 ができる者	開示 内容	開示期間	開示場所
第1次選考	受 験 者	得点 及び 順位	各選考の合格発表日から1年間	山口県教育庁学校安全・体育課 (山口県庁本館棟14階)
第2次選考				

- (2) 電話、ハガキ等による開示の申出はできません。
- (3) 開示を申し出る場合は、運転免許証など本人確認ができるものを持参のうえ、開庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに、本人が直接開示場所へお越しください。

11 お問い合わせ先

山口県教育庁学校安全・体育課
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
電話 083-933-4670